

福祉教育委員会記録

1 日 時 令和元年9月13日(金)
午前 9時56分 開会
午前10時44分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	田 窪 秀 道	副委員長	伊 藤 嘉 秀
委員	小 野 志 保	委員	米 谷 和 之
委員	河 内 優 子	委員	藤 田 幸 正
委員	近 藤 司		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

・副市長 寺 田 政 則

・福祉部

部 長	藤 田 憲 明	総括次長(健康子育て推進監)	櫻 木 俊 彰
次長(子育て支援課長)	曾 我 部 み さ	次長(地域福祉課長)	古 川 哲 久
次長(地域包括支援センター所長)	伊 達 忠 幸	生活福祉課長	桑 内 章 裕
介護福祉課長	久 枝 庄 三	国保課長	河 端 洋 一
保健センター所長	近 藤 珠 美	船木保育園長	林 美和子
東田保育園長	山 中 玲 子		

・教育委員会事務局

教育長	高 橋 良 光	教育委員会事務局長	加 藤 京 子
総括次長(文化振興課長)	桑 原 一 郎	次長(学校教育課長)	井 上 毅
次長(教育力向上推進監)	中 上 郁 夫	次長	田 中 利 季
学校教育課指導主幹	高 須 賀 美 雪		

6 委員外議員 井 谷 幸 恵

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡 田 公 央 議事課副課長 美 濃 有 紀

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

開会 午前9時56分

●田窪委員長：〈開会挨拶〉

○副市長：〈挨拶〉

(1) 付託案件審査

◎福祉部関係

◇議案第65号 新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○古川福祉部次長（地域福祉課長）：〈説明〉

〈質 疑〉 な し

〈討 論〉 な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

◇議案第66号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：〈説明〉

〈質 疑〉

●藤田委員：10月から3月までの今年度の無償化にかかる全体の金額はどのくらいになるのか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：全体の金額については、議案第71号の補正予算において説明させていただく。

●藤田委員：対象者がどれだけいるということについてもか。こちらは条文が変わることだけか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：議案第66号については、今まで定めていた保育料について、3歳以上の保育所等に入所している子供についてはゼロ円とし、それ以外の子供については規則で定める保育料によるということを条例で定めている。

●藤田委員：3歳未満の子供は所得の低い世帯が無償化の対象となるというのは、この中にあるのか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：3歳未満児については、第3条第2号において規則で定める額と規定しているが、非課税世帯はゼロ円と規則で定めるようになっている。

〈討 論〉 な し

〈採 決〉 全会一致 原案可決

◇議案第67号 新居浜市立へき地保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：＜説明＞

＜質 疑＞ な し

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第68号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：＜説明＞

＜質 疑＞

●藤田委員：小規模保育事業にA型とB型があるが、区分の基準は、

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：地域型保育事業の中には、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業というように、0歳から2歳までの子供を小規模で保育するということがあり、その中で小規模保育事業はA型、B型、C型と3つに分かれている。本市の条例では、A型とB型については、定員が6人以上19人以下、C型については6人以上10人以下と規定しており、A型とB型の違いについては、職員の資格がA型は保育士のみであるが、B型は2分の1以上が保育士であればよいと、少しハードルが下がっている点である。

＜討 論＞ な し

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第69号 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：＜説明＞

＜質 疑＞

●藤田委員：議案第68号もそうだが、基準を緩和するための改正か。横の連携が楽になるということか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：特定地域型保育施設は規模が非常に小さい施設で地域に点在しており、地域に密接にかかわりながら保育事業をしているところである。子ども・子育て支援法ができるまではこういう施設がなかったため、連携施設や協力体制が取りにくいという状況が続いている。地域型保育事業所ができたときには、法律上では連携施設を5年以内に必ず確保するようになっており、その期限が令和2年3月31日である。しかし、5年間頑張っても連携施設の確保が難しい状況もあるため、連携施設のハードルを下げると同時に連携施設をつくる期限をさらに5年間延長するという条件的な緩和である。

●藤田委員：対象となる園はいくらあるのか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：市内には地域型保育施設が5施設ある。A型がちびっこワールドに

いはま園、ぽこ・あ・ぽこ保育園、かがやき保育園の3施設で、事業所内保育事業所はこども園みるみる、ひまわり乳児園の2施設であり、合計5施設である。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第71号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

○櫻木福祉部総括次長（健康・子育て推進監）：<説明>

<質 疑>

●藤田委員：無償化の対象になる園児数はどのくらいか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：直近の住民基本台帳の人口では、市内の3歳児から5歳児は2,913人であり、そのうち現在市内の保育所等に入所している児童は2,800人ほどである。非課税世帯の0歳児から2歳児については、現在91人が対象になる。

●藤田委員：給食費については保護者から出してもらうことになるのか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：国の説明では、今までは保育料の中に副食費を含めて集めていたということであり、今回無償化になるのは保育料金のみであるため、副食費の食材費については保護者から利用者負担として集めるよう指導があった。国の基準がおおよそ4,500円ということであるので、4,500円の副食費を集金する予定である。

●藤田委員：公立保育所は国の補助がないということだったが、今回は全て国の負担で、市の負担はないのか。

○曾我部福祉部次長（子育て支援課長）：今回の無償化に伴う経費は今年度に限り国が全て負担するという方針である。次年度以降については、公立保育所は全額一般財源であるが、私立保育所や認定こども園等については、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1という負担割合で運営することになる。

*後刻一括採決

◇議案第72号 令和元年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○櫻木福祉部総括次長（健康・子育て推進監）：<説明>

<質 疑> な し

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第73号 令和元年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○櫻木福祉部総括次長（健康・子育て推進監）：<説明>

<質 疑> な し

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時36分／再開 午前10時38分

◎教育委員会関係

◇議案第71号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

○桑原教育委員会事務局総括次長（文化振興課長）：<説明>

<質 疑>

●藤田委員：10月からの無償化の対象になる園児数はわかるか。

○井上教育委員会次長（学校教育課長）：幼稚園の対象者については、学校教育課所管の新制度未移行の幼稚園については、聖マリア幼稚園、シオン幼稚園、菊本幼稚園、パコダ幼稚園の4園である。5月1日の園児数は、聖マリア幼稚園が230人、シオン幼稚園が21人、菊本幼稚園が214人、パコダ幼稚園が171人の合計636人である。

●藤田委員：10月から保育料が無料になるため、就園奨励補助費は、今年度からは該当者はいなくなるということか。

○井上教育委員会次長（学校教育課長）：就園奨励補助費は9月末までの保育料に対する補助である。10月からは新制度に伴い予算化する幼稚園施設利用費給付事業費で対応することになる。就園奨励補助費は1年分を計上していたが、4月から9月分の金額となったため、今回10月から3月分を減額している。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

○閉 会 午前 10時44分 閉会

福祉教育委員会付託案件表

令和元年9月13日

○福祉部関係

議案第65号 新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 新居浜市立へき地保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正中 ページ

歳出 第3款 民生費 4・29~31

第10款 教育費

第4項 幼稚園費

1目 幼稚園費 私立幼稚園施設型給付事業費 4・37

議案第72号 令和元年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

. 7~9・40~43

議案第73号 令和元年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

. 10~12・44~49

○教育委員会関係

議案第71号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第10款 教育費 4・37

[第4項 幼稚園費
1目 幼稚園費 私立幼稚園施設型給付事業費 を除く]